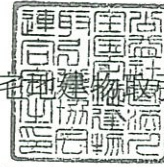


28全宅連発政策第50号

平成29年1月10日

都道府県協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林 真



第192回臨時国会（平成28年9月26日～平成28年12月17日）で成立した  
宅地建物取引関連の主な法律について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し、格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、第192回臨時国会（平成28年9月26日～12月17日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律について、別添のとおりご送付いたします。

敬 具

○第192回国会（臨時会 平成28年9月26日～平成28年12月17日）で成立した  
宅地建物取引関連の主な法律

第192回国会（臨時会・平成28年9月26日～平成28年12月17日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	概要	参考資料
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費増税法の一部を改正する等の法律	財務省	平成28年11月18日	平成28年11月28日	公布の日から施行 (平成28年11月28日)	世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となつていふことを踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行う。	資料A

※民法（債権法）の改正を内容とする「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は、今国会に提出されましたが、審議未了により継続審議となっております。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案」について

平成 28 年 9 月  
財 務 省

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の 10%への引上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行う。

## 1. 法律案の概要

### 消費課税

#### ○ 消費税率の引上げ時期の変更等

- ・ 消費税率の 10%（うち国分 7.8%）への引上げの施行日を変更（平成 29 年 4 月 1 日⇒平成 31 年 10 月 1 日）（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第 1 条関係）
- ・ 請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を変更（平成 28 年 10 月 1 日⇒平成 31 年 4 月 1 日）（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第 16 条関係）

#### ○ 消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置

- ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期を変更（平成 29 年 4 月 1 日⇒平成 31 年 10 月 1 日）（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 1 条関係）
- ・ 税額計算の特例の適用期間を変更
  - － 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）（平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日⇒平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日）（所得税法等の一部を改正する法律附則第 38 条関係）
  - － 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日⇒平成 31 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日）（所得税法等の一部を改正する法律附則第 39 条、第 40 条関係）
  - － 中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例については、措置しない（旧所得税法等の一部を改正する法律附則第 41 条～第 43 条関係）
- ・ 適格請求書等保存方式の導入時期を変更（平成 33 年 4 月 1 日⇒平成 35 年 10 月 1 日）（所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条関係）
- ・ 消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる期限を変更（平成 28 年度末⇒平成 30 年度末）（所得税法等の一部を改正する法律附則第 170 条関係）
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限を延長（平成 30 年 9 月 30 日⇒平成 33 年 3 月 31 日）（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第 1 条、第 12 条、附則第 2 条関係）

### 個人所得課税

- 住宅ローン減税等の適用期限を延長（平成 31 年 6 月 30 日⇒平成 33 年 12 月 31 日）（租税特別措置法第 41 条、第 41 条の 3 の 2、第 41 条の 19 の 2～第 41 条の 19 の 4、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条の 2 関係）

### 資産課税

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等（租税特別措置法第 70 条の 2、第 70 条の 3、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 関係）
  - ・ 住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が 10%である場合の非課税枠の適用開始時期を変更（平成 28 年 10 月 1 日⇒平成 31 年 4 月 1 日）
  - ・ 上記以外の非課税枠の適用期限を延長（平成 31 年 6 月 30 日⇒平成 33 年 12 月 31 日）
  - ・ 双方の非課税枠を段階的に縮小させる時期も変更

### 地方法人課税

- 地方法人税の税率の引上げ時期を変更（平成 29 年 4 月 1 日⇒平成 31 年 10 月 1 日）（所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条関係）

## 2. 施行日 公布の日から施行